ふるさと納税ワンストップ特例制度について

ふるさと納税ワンストップ特例制度とは

ふるさと納税を行う場合，確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みです。これにより，寄附を受けた自治体は，条件を満たす寄附者の寄附金控除の申告にかえて，寄附者の居住する市区町村に通知することができます。

この制度を利用できる条件

⑴　給与所得や年金所得等のある方で，確定申告の必要がない方。
（※医療費控除等の各種控除，株式等の所得を申告する方は対象外。）

⑵　１年間に行うふるさと納税の寄附先が５団体以下の方。
（※同じ自治体に複数回寄附した場合は，１回とみなします。）

申請について

特例申請を希望される方は**寄附をした年の翌年１月１０日まで**に以下のものを竹原市へ提出してください。

⑴　ふるさと納税ワンストップ特例申請書

⑵　本人確認（個人番号確認及び身元確認）のできる書類

次のＡ又はＢのどちらかの本人確認書類を添付してください。

本　人　確　認　書　類	
Ａ	個人番号カード（マイナンバーカード）の両面の写し （表面で身元確認，裏面で個人番号の確認をします。） 【表面】 【裏面】
Ｂ	①個人番号通知カードの写し（※）　又は　個人番号記載の住民票の写し **※通知カードの氏名，住所等が住民票の記載事項と一致しない場合は，** **マイナンバー通知カードは個人番号確認書類としてご利用できません。** ＋ ②身元の確認ができる書類の写し（※） **※氏名，生年月日又は住所が確認できるもの。** ・運転免許証やパスポートなど顔写真のあるものは１点 ・健康保険の被保険者証や年金手帳など，顔写真のないものは２点

【ワンストップ特例申請に関するお問い合わせ先】
竹原市役所税務課市民税係　TEL：0846-22-7732